

交通船「はるかぜ」点検整備補修工事 仕様書

I. 一般事項

本仕様書は、神戸運輸監理部が所有する交通船「はるかぜ」の点検整備、補修工事について適用する。

II. 主要目

船 名	はるかぜ（艇名称：S F - 4 0、製造者型式：G E 6 - B）
航行区域	沿海区域（限定）
進水年月	平成12年11月
船 質	F R P 製
船 型	ディープ V 型ストライプ船型
総トン数	13トン
主要寸法	長さ11.79m 幅3.57m 深さ2.13m
最大搭載人員	13名（旅客12名，船員1名）
主 機 関	ヤマハ SX-629KM 直列6気筒ディーゼル過給機関2基
最大出力	285ps / 2900rpm
冷却方式	清水冷却式（海水間接冷却）
発 電 機	オーナン 6MDKUB 4サイクル、立形、2気筒 479CC
推進装置	固定ピッチプロペラ 2基

※ 船舶検査証書有効期限：令和12年7月19日

III. 工期等

工期は契約の日から令和8年2月27日（金）までとする。

入渠の時期は令和 年 月 日（ ）から令和 年 月 日（ ）の間のうち、 日間とする。

IV. 仕様

点検整備補修工事

（1）船体部

①船体一般

- ・ 船底清掃（付着物の除去、水洗い他）
- ・ 船底塗装の剥離（塗分線以下）及び損傷部分の補修
- ・ 下地処理及び塗装 ※塗装回数は2回（加水分解型塗料）とし、色は黒色とする。
- ・ 船首防舷材カバー新替え及びベルトの交換
- ・ 両舷船側防舷材バンド増し締め及びバンド金具のカシメ

- ・防蝕亜鉛板の交換（４個）

②操舵装置

- ・操舵装置の点検（隙間計測、作動点検）
- ・リモートコントロール装置の作動確認
- ・舵のグラントパッキンの交換
- ・ステアリングオイル注油

③船内指令装置点検整備

- ・不良部品の交換

⑤その他

- ・ウインドウォッシャー用電磁弁の新替え
- ・ワイパーブレード２本の発注及び交換

（２）機関部

①主機関（２基）

- ・主機台座部分の除錆を行い錆止め塗装及びタッチアップを行うこと。
- ・両舷主機、排気ホース（NBR）交換 クランプ含む

〔燃料系統〕

- ・燃料フィルタの交換
- ・フィードポンプゴーズフィルタの清掃

〔潤滑系統〕

- ・エンジンオイル及びオイルフィルタの交換
- ・マリンギアオイル及びマリンギアオイルフィルタの交換
- ・マリンギアオイルストレナーの清掃

〔冷却系統〕

- ・海水ポンプ及び清水ポンプの点検（インペラの交換を含む）
- ・冷却水及び防錆剤の交換
- ・サーモスタット点検
- ・冷却系統（海水・清水）通路の点検及び清掃
- ・熱交換器の清掃

〔電気系統〕

- ・オルターネーターV ベルト点検調整

〔駆動系統〕

- ・プロペラ及びプロペラ軸の清掃及び防汚塗料の塗替え
- ・プロペラ軸の防食亜鉛板の交換（４個）
- ・スターンチューブのグラントパッキンの交換

②その他

- ・海上試運転
- ・油水分離器の清掃
- ・各ホースバンド及びクランプの増し締め及び損傷点検
- ・各ボルト、ナットの増し締め
- ・機関室右舷排気モーターの発注及び交換

V. 支給材料及び貸与物件

なし

VI. 関係法令等

契約の履行に当たっては、船舶安全法及びその他船舶の点検整備に関する関係法令を遵守すること。

VII. 提出書類等

検査職員による検査時に工事補修箇所、点検結果等に関する報告書を提出すること。

VIII. 監督

監督職員が必要と認める事項について適宜監督を行う。なお、監督職員については契約締結後において別途通知する。

IX. 検査

検査職員が必要と認める事項について適宜検査を行う。

なお、本工事は検査職員の行う検査合格をもって検収とする。

X. その他

1. 受注者は、契約締結後すみやかに工程表を提出し、その承認を受けること。
2. 本工事による発生品の取扱いについては、監督職員と協議のうえ決定するものとする。
3. 本工事に用いる材料は、現在使用している材料（純正品）と同等の品質又はそれ以上のものを使用するものとする。

また、国等による環境物品等の調達する推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づく環境物品等の調達の推進等に関する法律において、特定調達品目として定められているものにあつては、同基本方針の「判断基準」及び「配慮事項」を似て適合する材料を使用すること。

なお、船舶安全法等の規定により、当該基準に従うことが困難な場合にあっては、監督職員と協議の上、監督職員の指示により処理するものとする。

4. 契約履行中に受注者は、著しい摩耗、損傷等が発見された場合や、撤去品等が発生した場合には、監督職員に報告するものとする。この場合は、監督職員と協議し、工事内容を変更

することがある。

5. 本工事において、発注者の指示等により工事内容を変更する場合は、工期の末日までに変更契約を行い、変更契約にかかる費用は発注者側が負担する。
6. 本仕様書に疑義が生じた場合には監督職員と協議の上、決定するものとする。
7. 契約履行に際しては、事故防止に細心の注意を払うこと。万一、受注者及び受注者の使用する者の故意又は重大な過失により船体等に損傷を及ぼした場合は、受注者の責任において速やかに原型に修復すること。
8. 予見し難い事情により、当方の業務に支障を生ずるような工程の変更を行う必要がある場合は、監督職員と協議の上、監督職員の指示に従うこと